

平成29年労第451号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A所在のB連合会に雇用され、同会C（以下「事業場」という。）において、職業指導員として就労していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、Dクリニックを受診し「不適応」と診断され、その後、同年○月○日、Eクリニックを受診し「適応障害」と診断され、翌○日、F病院を受診し「抑うつ状態」と診断された。

請求人によると、同年○月○日に同僚のパート職員から怒鳴られたり、上司からいじめを受けたり、同年○月以降に残業が常態化したことなどが原因で、精神障害を発病したという。

- 3 本件は、請求人が、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期については、決定書理由に説示するとおり、平成○年○月下旬頃に I C D－1 0 診断ガイドラインの「F 4 3. 2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。
- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。
- (3) 請求人の本件疾病発病前6か月（以下「評価期間」という。）における業務による出来事についてみると、以下のとおりである。

ア 業務に関する複数のミスをしたこと

請求人は、要旨、平成○年○月○日から同年○月○日までの間において、施設の利用者に誤った指示を出したり、ダイレクトメールの資材の積み方を誤ったり、事業場の会報誌の封入作業を誤るなど、計6個のミスをしたと述べている。

これらのミスは、いずれも業務に関するものであることから、認定基準別表1の具体的出来事「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に該当するとみて検討するも、①いずれのミスも業務を遂行する過程において、一般的に想定される程度のものであると思料されること、②決定書理由に説示するとおり、請求人自身が、これらのミスにより減給等のペナルティも課されず、損害の発生等はなかった旨述べていることなどに鑑みると、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

イ 業務負担が増加したとの主張について

請求人は、要旨、G主任が、平成○年○月○日以降、自宅謹慎となったこ

とに加え、同僚であったHが同月〇日に退職したため、請求人のみで平均15名（最大18名）の事業場利用者の作業の様子を見ることとなったことがストレスになったと述べている。

同主張は、認定基準別表1の「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）及び「複数名で担当していた業務を一人で担当するようになった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）の2つの具体的出来事に該当するとみるのが相当である。

そこで検討すると、確かに、請求人が一時的に1人で平均15名の事業場利用者を担当したことは事実であると確認されるも、決定書理由に説示するとおり、時間外労働時間は月に30時間程度であり、また、月ごとに大きな変化も認められず、さらに、請求人の仕事内容についても変化は認められないものであり、当審査会としても、上記各々の具体的出来事に係る心理的負荷の総合評価はいずれも「弱」とであると判断する。

ウ 請求人は、上記アに記載したようなミスをしたことを契機として、G主任及びI施設長から叱責を受け、無視され、同人らとトラブルが生じた旨を主張している。

同主張について、J事務局長、I施設長、G主任及びHの各申述からは、こうした事実があったことを確認することはできなかったものの、K会員は、G主任が請求人のささいなミスを繰り返し指摘し、パワーハラスメントに当たる言動をしていたと法務局や市保健福祉局に申し立てており、同主任が請求人に対し叱責をしたり、無視をしたといった事実があったものと推認し得る。もっとも、当審査会では、同主任が請求人を叱責した経緯について検討したところ、請求人は上記のとおりミスをする事が多く、その業務遂行能力や状況判断に対して指導を行うことは不可避であったと考えられるものであり、決定書理由に説示するとおり、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断することが相当である。

エ 請求人は、同僚のパートタイム労働者であるHともトラブルがあった旨を主張している。

この点も事実関係は明らかではないが、K会員は、Hが請求人のささいなミスを指摘して怒っていたと述べていることから、Hが請求人に対して厳しい態度で対応していた可能性はあると考えられる。もっとも、両者の間で具

体的な対立があったことが明らかとはいえず、仕事のやり方やその精度に対する考え方の違いに起因する相性の問題といえるものであり、当審査会としては、決定書理由に説示するとおり、同出来事を認定基準別表1の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、同トラブルに係る心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

オ 以上を総合すると、評価期間における業務による出来事は、心理的負荷の総合評価がいずれも「弱」であることから、全体評価も「弱」とであると判断する。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。